

令和4年第1回
美唄市議会定例会会議録
令和4年3月22日（火曜日）
午前10時00分 開会

会計補正予算（第12号）
[予算審査特別]

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 委員長報告
1 議案第15号 美唄市給与条例の一部改正の件 [総務・文教]
2 議案第16号 美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件 [総務・文教]
3 議案第17号 美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件 [総務・文教]
4 議案第18号 美唄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件 [総務・文教]
5 議案第19号 美唄市学校給食費の管理に関する条例の一部改正の件 [総務・文教]
6 議案第20号 美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件 [総務・文教]
7 議案第21号 美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件 [総務・文教]
8 議案第22号 美唄市医療費助成条例の一部改正の件 [産業・厚生]
9 議案第23号 美唄市地域包括ケア推進条例制定の件 [産業・厚生]
10 議案第2号 令和3年度美唄市一般

- 11 議案第3号 令和3年度美唄市民バス会計補正予算（第1号）
[予算審査特別]
12 議案第4号 令和3年度市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）
[予算審査特別]
13 議案第5号 令和4年度美唄市一般会計予算 [予算審査特別]
14 議案第6号 令和4年度美唄市民バス会計予算 [予算審査特別]
15 議案第7号 令和4年度美唄市国民健康保険会計予算 [予算審査特別]
16 議案第8号 令和4年度美唄市下水道会計予算 [予算審査特別]
17 議案第9号 令和4年度美唄市介護保険会計予算 [予算審査特別]
18 議案第10号 令和4年度美唄市介護サービス事業会計予算
[予算審査特別]
19 議案第11号 令和4年度美唄市後期高齢者医療会計予算 [予算審査特別]
20 議案第12号 令和4年度市立美唄病院事業会計予算 [予算審査特別]
21 議案第13号 令和4年度美唄市水道事業会計予算 [予算審査特別]
22 議案第14号 令和4年度美唄市工業用水道事業会計予算 [予算審査特別]
第3 議案第24号 美唄市公平委員会委員選任の件
第4 承認第2号 総務・文教委員会所管事務調査の件
第5 承認第3号 産業・厚生委員会所管

- 事務調査の件
- 第6 承認第4号 議会運営委員会所管事務調査の件
- 第7 意見書案第1号 コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する意見書

◎出席議員（14名）

議長	金子義彦君
副議長	桜井龍雄君
1番	森明人君
2番	伊藤真久君
3番	齋藤久美夫君
4番	山上他美夫君
5番	本郷幸治君
6番	山崎一広君
7番	川上美樹君
8番	楠徹也君
9番	松山教宗君
10番	紫藤政則君
12番	谷村知重君
13番	小関勝教君

◎出席説明員

市長	板東知文君
副市長	市川厚記君
総務部長	猪谷憲恭君
市民部長	松田公史君
保健福祉部長	高橋英雄君
経済部長	土屋貴久君
都市整備部長	米澤勝君
市立美唄病院事務局長	今澤清隆君
消防長	相馬一司君
総務部総務課長	平野太一君

総務部総務課長補佐 高橋修也君

教育委員会教育長 天野政俊君
教育委員会教育部長 阿部良雄君

選挙管理委員会委員長 中田礼二君
選挙管理委員会事務局長 日下聡君

農業委員会会長 今田邦彦君
農業委員会事務局長 水上洋輔君

監査委員 西尾正君
監査事務局長 橋本光明君

◎事務局職員出席者

事務局長 村谷昌春君
次長 門田昌之君

午前10時00分 開会

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員の指名いたします。

1番 森明人議員
13番 小関勝教議員
を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。順序1、議案第15号美唄市給与条例の一部改正の件ないし順序22、議案第14号令和4年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上22件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求

めます。まず、議案第15号ないし議案第21号の以上7件について、山崎総務・文教委員長。
●総務・文教委員会委員長山崎一広君（登壇）
ただいま議題となりました、議案第15号美唄市給与条例の一部改正の件、議案第16号美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件、議案第17号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件、議案第18号美唄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件、議案第19号美唄市学校給食費の管理に関する条例の一部改正の件、議案第20号美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件及び議案第21号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件の以上7件について、総務・文教委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。経過といたしまして、3月9日、委員会を招集して審査いたしました。

はじめに、議案第15号に対する質疑・答弁について申し上げます。施行期日等のところで、令和4年6月に支給する期末手当で調整するとあるが、12月の賞与が支給されて退職等により、6月には調整の対象とならない職員はどうなるのか、との質疑に対し、12月に期末手当が支給され、その後退職した職員については、令和3年度の手当の減額は行わないよう考えているとの答弁がありました。

次に、議案第16号に対する質疑・答弁について申し上げます。「医学調査研究手当」に医師免許取得後1年を増すごとに1万円を加算し、限度額は10万円まで加算して支給するとあるが、今から1年ずつ加算されていくのか、

それとも医師免許をとって30年の人は、最初から10万円が加算されるのか、その取扱いについて、との質疑に対し、医師免許取得後、1万円の加算となることから、仮に医師免許を取得して10年目の医師が本市に採用になった場合は、10万円を加算し支給となるとの答弁がありました。

次に、議案第18号に対する質疑・答弁について申し上げます。当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと、その他これに準ずる事実を申し出たときというのは、出産でも妊娠でもない、里親になって子どもを授かった場合の扱いはどうなるのか、との質疑に対し、今のところ、そういった相談を受けたことはないが、妊娠、出産に関わらず、職員のサービスの関係に影響のあるものについては、しっかりと対応してまいりたいとの答弁がありました。

次に、議案第19号に対する質疑・答弁について申し上げます。学校給食費の無償化において、他市町村の制度により学校給食費の支給を受けている保護者とは、どういう状況なのか、また給食費の扱いはどうなるのか、との質疑に対し、市外から美唄市内の小・中学校に、在籍している児童が万が一いた場合を考え、条例を整備した。また給食費の扱いは、他市町村の就学援助を受けることになるとの答弁がありました。

次に、議案第20号に対する質疑・答弁について申し上げます。消防団の機能別団員は現在どれくらいいるのか、また活動の内容について、との質疑に対し、現在の機能別団員は、消防職員OBの方で6名いる。活動内容については、災害の後方支援、消防の行事、訓練

等の参加となっているとの答弁がありました。

なお、議案第17号及び議案第21号に対する質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第15号ないし議案第21号の以上7件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、議案第22号及び議案第23号の以上2件について、松山産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長松山教宗君（登壇）

ただいま議題となりました、議案第22号美唄市医療費助成条例の一部改正の件、議案第23号美唄市地域包括ケア推進条例制定の件の以上2件について、産業・厚生委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月9日、委員会を招集して審査いたしました。

はじめに、議案第22号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。今回の医療費助成については、所得制限を設けないということから、すぐに実施できると思うが、なぜ8月施行開始なのか、との質疑に対し、市民周知や医師会を通じての各医療機関への周知、システム改修など、時間を要することから、毎年8月に実施している更新時期に合わせることにしたとの答弁がありました。

次に、議案第23号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。条例制定の際に、パブリックコメントを行ったと思うが、どのような意見があったのか、との質疑に対し、パブリックコメントで寄せられた意見に

ついては、お1人の方から12件のご意見をいただいております、その主なものとして、「フレイル」という言葉について、「市民のなじみのない言葉なので使用しない方がいいのではないか」という意見をいただいたが、国の政策でもフレイル予防が重要視されていることから、解説をつけて使用することにより市民の皆様知っていただこうと考えている。また、当初使用していた自己実現という文言について、「現在介護中の人や自己実現が難しい人はどうするのか」というご意見をいただいたことから、策定委員会の中で協議を行った結果、「自分らしく」という文言に言い換えをしたとの答弁がありました。

結果といたしまして、議案第22号及び議案第23号の以上2件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、議案第2号ないし議案第14号の以上13件について、松山予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長松山教宗君（登壇） ただいま議題となりました、議案第2号令和3年度美唄市一般会計補正予算（第12号）、議案第3号令和3年度美唄市民バス会計補正予算（第1号）、議案第4号令和3年度市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）、議案第5号令和4年度美唄市一般会計予算、議案第6号令和4年度美唄市民バス会計予算、議案第7号令和4年度美唄市国民健康保険会計予算、議案第8号令和4年度美唄市下水道会計予算、議案第9号令和4年度美唄市介護保

険会計予算、議案第10号令和4年度美唄市介護サービス事業会計予算、議案第11号令和4年度美唄市後期高齢者医療会計予算、議案第12号令和4年度市立美唄病院事業会計予算、議案第13号令和4年度美唄市水道事業会計予算、及び、議案第14号令和4年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上13件について、予算審査特別委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月10日及び3月11日、3月14日ないし3月16日の5日間、委員会を招集して審査いたしました。

はじめに、議案第2号令和3年度美唄市一般会計補正予算（第12号）に対する質疑・答弁について申し上げます。

ゆ〜りん館の負担割合について、管理協定書において、責任負担とあるが、コロナ禍という一種の災害に近いような状況下である場合には、負担割合というのが定められているのか、との質疑に対し、交流拠点施設の管理に関する協定書を昨年度改定し、新型コロナウイルス感染症の影響による部分については、不可抗力に該当するものとの判断から、リスク負担を市としたところである、また、利用者数の減による部分については需要変動によるものとの考えから指定管理者負担とし、指定管理者との協議の結果、双方が負担することとしたことから、算定した額の2分の1相当額を市が負担することとしたとの答弁がありました。

次に、議案第4号令和3年度市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）に対する質疑・答弁について申し上げます。令和3年度における診療収益の減少の一因としてコロナ禍に

よる影響があり、さらには発熱外来等の設置にかかる支出も要因の一つであると考えるが、この度、特別交付税の不採算地区の部分の増額分で賄うことができたのか、との質疑に対し、令和3年度において、病院の患者数は昨年と比べて大きく減少し、診療収益もかなり減少しているところであるが、施設整備に係る部分の支出については、臨時交付金等で賄うことができており、診療収益の減の部分についても、特別交付税の増額に加えて新型コロナウイルスワクチン接種や感染症対策に係る様々な加算があったことから一定程度の恩恵があったものと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第5号令和4年度美唄市一般会計予算に対する質疑・答弁について、初めに、第2款総務費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「移住・定住促進事業」について、令和4年度より中古住宅の助成が拡充されるが、建物代・土地代を含め、全体で計算することになるのか。また、助成額はどれくらいになるのか、との質疑に対し、中古住宅の助成については、建物だけの購入経費を対象としていたが、令和4年度から建物代・土地代を合わせた金額を対象とした。また、助成額については、リフォーム費用も含めた購入経費の10分の1以内で、最大50万円となっているとの答弁がありました。

次に、第3款民生費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。専任集落支援員の身分については会計年度任用職員であるとのことだが、本来であれば市の職員が地域の人と意思疎通しながら進めていくような、一過性のものではないと思う。会計

年度任用職員という身分だと非常に不安定だ
と思うので、正規職員として採用することも
考えてはどうか、との質疑に対し、専任集落
支援員はかなりの知識スキルというのが求め
られる業務であり、会計年度任用職員でいい
のかという部分については、幾つかの経験を
踏まえて、実態状況も勘案しながら、この身
分について十分考えていきたいと考えている
との答弁がありました。

次に、第4款衛生費に対する質疑・答弁の
うち、主なものについて申し上げます。「し尿
処理場解体事業」について、この事業は、公
共施設の管理計画に基づいて行うのか、との
質疑に対し、市で策定した「美唄市公共施設
等総合管理計画」の「個別施設計画」に基づ
き実施されるものである、との答弁がありま
した。

次に、第5号労働費に対する質疑・答弁に
ついて申し上げます。「地元就職等応援事業」
について、今までの地元就職能力開発補助金
の要綱のなかでは、高校3年生を対象に、年
2回資格取得が出来るが、これでは就職する
時に間に合わないため、1年生から補助金の
対象となるように、要綱を改めてほしいと要
望していたがどうなったのか、との質疑に対
し、年間2回までの回数制限はあるが、令和
3年度から年齢制限を撤廃し、1年生から受
講が可能になるように要綱を見直したとの答
弁がありました。

次に、第6款農林費に対する質疑・答弁の
うち、主なものについて申し上げます。「排水
機場管理運営事業」について、予算額が、昨
年と比べて58万5,000円の減額となった理
由は、との質疑に対し、主な理由としては、労

働内容や時間数の見直しを行った結果、報償
費で39万8,000円、役務費で12万円の減額とな
ったとの答弁がありました。

次に、第7款商工費に対する質疑・答弁の
うち、主なものについて申し上げます。「中心
市街地元気創出事業」について、「美唄デザ
イン室」という組織に業務委託し事業を展開
しているが、令和3年度はどのような事業を行
なったのか。また、「美唄デザイン室」の代表
格であった方が市外に転出しているのではな
いかとの情報もあるが、令和4年度について
はどのような事業内容を考えているのか、と
の質疑に対し、令和3年度の事業内容として
は、「にぎわい創出スペースの空間デザイン」
「イートインスペース及びクリエイターセレ
クトショップの企画運営」「SNS等を活用し
た情報発信」などを行ったところであり、組
織の代表格の方の転出について把握している
が、転出後も引き続き事業展開について関わ
っていただいていることから、令和4年度に
おける事業展開についても引き続き「美唄デ
ザイン室」に業務委託をする予定としている
との答弁がありました。

次に、第8款土木費に対する質疑・答弁の
うち、主なものについて申し上げます。「市営
住宅用途廃止事業」について、本来、既存の
公営住宅間での移転は認められていないと思
うが、令和4年度より移転が可能となった理
由について、との質疑に対し、南美唄団地、
いなほ団地、進徳東団地については建築後50
年以上が経過し、老朽化が著しく進行してい
ることから、今日の生活水準を大きく下回っ
ているとの理由等から北海道と協議を行った
結果、既存住宅への移転について認められた

ことから、令和4年度より取り組んでいくこととしたとの答弁がありました。

次に、第9款消防費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。「消防団運営事業」について消防団の適正配置については、現在どのようになっているのか、との質疑に対し、消防団の適正配置について、経緯として、美唄市消防団は平成19年4月1日の消防団再編により、13分団制から9分団制に再編を行っており、今後の消防団組織については、分団構成の将来を見据え、各詰所の更新時期に合わせて9分団制から4分団制へ移行していく。また、現在進めている中村分団と茶志内分団の統合計画について、統合委員会を開催し、令和5年の統合に向け協議しているとの答弁がありました。

次に、第10款教育費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。「美唄市高校等奨学金給付事業」及び「びばい・おいしい給食事業」について、財源として青少年育成基金を充当しているが、青少年の健全育成を目的とした基金の趣旨とは異なる用途であると思う、事業の安定的運営や市民との合意形成を考えると7割が特別交付税として参入される過疎対策事業費を充てるべきだと思うが、見解について伺う、との質疑に対し、両事業とも過疎対策事業債のソフト事業の対象になると考えるが、近年のソフト事業に対する配分については、配分割れが生じていることから、今回は青少年育成基金を充当することとしたが、今後は過疎事業債のソフト事業として要望を上げることとし、過疎事業債の配分の状況によっては両事業の財源充当について検討していくとの答弁がありました。

次に、第11款災害復旧費ないし第15款予備費に対する質疑・答弁について申し上げます。

「職員費」について、会計年度任用職員制度がスタートしてから2年が経過したが、給与費明細書を見ると職員数が87名となっているが、フルタイムとパートタイムの内訳はどのようになっているのか、との質疑に対し、会計年度任用職員の内訳については、フルタイムが55名、パートタイムが32名となっている。また給与については、採用1年目の事務職で、年収約199万円、月額約14万5,000円となっているとの答弁がありました。

次に、議案第7号令和4年度美唄市国民健康保険会計予算に対する質疑・答弁について申し上げます。国民健康保険会計について、一般会計繰入金についてはすべて基準内繰入れとなっているのか、また、傷病手当の給付事業が、令和4年度予算ではゼロになっているがその理由について、との質疑に対し、一般会計繰入金については、全て基準内の繰入れとなっている。また、傷病手当金については、これまでは適用の期間が延長されてきた経緯があるが、令和4年度の予算編成時には期間延長が未定であったことや、これまで実績もなかったため、予算計上しなかったとの答弁がありました。

次に、議案第10号令和4年度美唄市介護サービス事業会計予算に対する質疑・答弁について申し上げます。介護職員処遇改善支援補助金の内容について、との質疑に対し、介護職員処遇改善支援補助金はウィズコロナ時代の経済対策として、介護職員一人当たり月額9,000円を支給するものとなっており、美唄市では介護職員の他、介護補助員に対しても支

給する方向で検討している、との答弁がありました。

次に、議案第12号令和4年度市立美唄病院事業会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。市立美唄病院事業の新病院建設について、予算案のポイントでは、1億3,023万2,000円となっており、予算書の新病院整備事業の欄では1億6,098万円となっているがその理由について、との質疑に対し、予算書の新病院整備事業については、新病院の人件費、工事費、委託料、手数料、事務費等全部含めて予算計上しているため、金額が異なっているとの答弁がありました。

次に、議案第13号令和4年度美唄市水道事業会計予算に対する質疑・答弁について申し上げます。本市で起きた大規模水道事故をふまえ、今後の対策として新たに水道施設の維持管理マニュアルを作成するとのことであったが、その進捗状況について、との質疑に対し、マニュアルの作成については、現在進捗はしていない状況にあるが、令和4年度には着手していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第14号令和4年度美唄市工業用水道事業会計予算に対する質疑・答弁について申し上げます。現在、工水を利用している事業者は何件いるのか、また美唄市工業用水道については、今後どのように考えていくのか、との質疑に対し、工業用水を利用している事業者は12件となっている。また工業水道事業については、将来的には廃止の方向で考えており、現在、各事業者と協議をしているところであるが、工業用水道の料金と上水道の料金の料金差が1番ネックとなることから、

今後も検討を続けていく、との答弁がありました。

なお、議案第3号令和3年度美唄市民バス会計補正予算（第1号）、議案第6号令和4年度美唄市民バス会計予算、議案第8号令和4年度美唄市下水道会計予算、議案第9号令和4年度美唄市介護保険会計予算及び議案第11号令和4年度美唄市後期高齢者医療会計予算についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第2号ないし議案第14号の以上13件については原案のとおり可決すべきもの決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長金子義彦君 これより、議案第15号ないし議案第21号の以上7件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。
これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。
これより、一括採決いたします。

本件は委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第15号美唄市給与条例の一部改正の件ないし議案第21号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件の以上7件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第22号及び議案第23号の以上2件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。
これより、一括討論を行います、

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。
これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第22号美唄市医療費助成条例の一部改正の件及び議案第23号美唄市地域包括ケア推進条例制定の件の以上2件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第2号ないし議案第4号の以上3件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。
これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よって、**議案第2号令和3年度美唄市一般会計補正予算(第12号)ないし議案第4号令和3年度市立美唄病院事業会計補正予算(第1号)の以上3件**は委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第5号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。
これより、討論を行います。

10番紫藤政則議員。

●10番紫藤政則議員(登壇) ただいま議題となりました、議案第5号令和4年度一般会計予算について、私は原案に賛成する立場で討論に参加いたします。

昨年の3月、コロナ禍であり、第7期総合計画の策定作業、さらには水道事故、これらがある中での予算編成でございました。今年は引き続き新型コロナ感染症対策、そしてウクライナへのロシアの侵攻による今後の政情不安、これらの社会環境、国際環境下の中での予算編成、それぞれにあたられた板東市長はじめ、関係職員の皆さんのご労苦に、敬意と感謝を申し上げる次第であります。以下、原案に賛成する理由と若干の意見を申し上げます。

最初に、市民の命と暮らしを守ることを最重要課題として、第7期総合計画に掲げる都市像の実現を目指し、予算を調整された重要施策の展開から、私は次の事業に注目をいたしました。まず、最初にあげるのは、「びばい・おいしい給食事業」7,500万円であります。この事業は、私会計を公会計にすることで、会計の透明性をより高め、安定的な学校給食を提供するとともに、完全給食費の無償化に踏み切り、保護者負担の軽減に寄与する事業であります。2つに、「就学援助事業」2,900万円であります。これは、準要保護者の認定基準、これを生活保護基準の1.2倍から1.5倍に一举に引き上げることにより、対象者を広げることが出来ました。3つに、「子ども医療費助成事業」3,500万円です。子どもに対する医療費の全額助成を小学校6年生までから、中学3年生まで引き上げる事業です。4つに、

模擬試験の検定費や部活動の派遣費用の大幅な拡充となる「高校支援事業」、そして返済を要しない、給付型奨学金の創設、合わせて800万円の事業であります。魅力ある高校づくり、さらには、経済的な困難を要する家庭への支援、就学支援の事業であります。これらの4つの事業は、いずれも子育てや教育の分野において、経済的支援の強化につながる施策で、義務教育においては、教育費の保護者負担の大幅な軽減につながり、高校教育においては、魅力ある高校づくりや就学につながる、特筆すべき事業と言えます。機会あるごとに、義務教育の保護者負担の軽減や、市内高校支援を訴えていた1人の議員として、とてもうれしく、事業の予算付けに高く評価をするものです。一方、歳入面で一つとり上げれば、昨年と同様にふるさと納税に係る寄附金である地域振興費寄附金10億円があります。前年度当初より4億円の増となりました。令和3年、2021年度の決算見込みは17億円を超える勢いと承知をしています。ふるさと納税獲得に向けての取組は、昨年来から継続している返礼品やインターネットサイトを充実したことなど、積極的な対策は功を奏していると言えます。市長はじめ、関係者の努力に敬意を表すると同時に、経常的収支比率が100に限りなく近い弾力性のない財政構造の美唄市にとって、ふるさと納税が大変貴重な財源であり、今後とも寄附金の確保に向け、市民の皆さんと一緒に、全国に美唄をPRしていく役割が私たちにあることを肝に命ずるべきと考えています。

さて、行財政の今後の運営について、意見を何点か申し上げたいと思います。その1つ

は、第7期総合計画の実施計画ともいえる3か年の取組一覧、いわゆる事務事業インデックスについてであります。このことについては、過日の予算審査特別委員会において、アルテピアッツァ美唄の整備事業8,300万円余りの審査において、谷村議員が指摘をしていました。私は、計画は作ればいいものではなく、常に進捗管理が必要だと思います。ぜひ、事業と予算、そして総合計画との整合性について、タイムリーに整え、情報を開示するようにすべきと考えます。2つは、2021年から10か年の中長期財政見通しについてです。この財政見通しを財政計画に改め、状況の変化に応じて柔軟に変更可能な10か年計画とすべきだということです。総合計画のインデックス、そして財政計画、これらは、それぞれ生きたものにしていくことを強く求めたいと思います。なお、今後の財政運営に関しては、燃料費の高騰とあわせて、物価の大幅な高騰が言われている現下の状況を考えますと、常に意識をしていかなければならない課題だと考えています。ぜひ、取組をお願いしたいと思います。3つは、市立病院の今後の建設に当たっての留意点についてであります。本来は会計が別ですが、5億3,000万円超の繰り出しが一般会計からあります。今後とも、この建設後の事業転換以降では、一般会計の繰り出しが増える。こんな状況が予想されますので、私はこの場から病院の建設に当たっての留意点1点申し上げたいと思います。病院建設に当たって、予算審査特別委員会でも様々な意見が出されました。基礎工事に対する不安、さらには特別財源、国庫補助金等の特定財源への確保見通し、そして多く声があった

のが、地元企業の発注についてであります。私は、岐阜県下呂市が先行して、今から10年ほど前、ほぼ美唄が進めているプロポーザル方式、設計施工一括方式、そして、設計、施工業者の選定にあたって、地元企業の発注を35%以上という、そういうプロポーザルで提案のあった建設会社が落札されたということを知っています。ぜひ、これらの先行事例を検討されて、地元企業への配慮、すなわち地元企業への経済の波及効果を考えた対応を、ぜひ取組んでいただきたい事を、この場をお借りしてお願いを申し上げる次第であります。

最後に、板東市長が取り組んでこられた、これまでの市政に対する基本姿勢、行政の執行方針、これらについて、私は心からエールを送りたいと思います。1つは、令和3年度、特別交付税の決定に関してであります。昨年の同時期は、美唄市が特別交付税の配分で非常に少ない配分であったと、こういう批判が出されました。新聞でも大きく取り上げられたわけでありまして。今年の配分額を見させていただきますと、管内の中で増額5億8,500万円、増減率55.3%、総額で16億4,500万円なのがしの交付が決定をされたわけでありまして。このことについては、昨年の特別交付税の決定を受け、直ちに行動を起こし、中央陳情を重ね、そして人間関係をつくられて、窓口を開き、美唄の状況を真摯に、愚直に訴え続けた成果であると、このことは高く評価をさせていただきたいと思います。エールのもう1つであります。今年も、多くの職員が3月で退職をいたします。私は、退職する職員の1人からこんな話を聞きました。今まで、市長の行政運営、なかなか市長のやり方

になじめず、ついていけなかった職員、面従腹背の職員、反感をもろに出す職員、いわゆるこれらの市長に対する市政への評価、行政運営の評価が変わってきているという言葉でありました。職員に変化が見られるとの評価であります。これは、市立病院の建設に当たって、市民の声をしっかり聞く、そして、常に業者の選定は、基本構想から基本設計、そして今後続くであろう実施設計業者選定に至るまで、公正に透明性を高め、市民参加、職員参加で進めている。これらの姿勢に対して、市長の行っていることがわかってきている職員が増えているということでもあります。私は、新たな取組をする場合には、職員の中には新たな仕事が増えるわけでありましてから、戸惑いがあったりするでしょう。しかし、市長は常に市民の利益、市民のために一部の団体、政党にくみせず、公平、公正な市政を行っている、このことがジワジワと効いてきている、私はこのように思うわけでありまして。市政の主体は市民、情報公開、参加、そして市民全体の利益のための姿勢、この姿勢、ぜひこれからも続けていただきたい。ぶれることなく続けられると思います。このことを市長にエールとしてお送りして、議案第5号令和4年度一般会計予算についての賛成討論にかえる次第です。ご清聴ありがとうございました。

●議長金子義彦君 これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第5号令和4年度美唄市一般会計予算**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第6号ないし議案第14号の以上9件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第6号令和4年度美唄市民バス会計予算ないし議案第14号令和4年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上9件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第3、議案第24号美唄市公平委員会委員選任の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長板東知文君（登壇） ただいま上程されました、議案第24号美唄市公平委員会委員選任の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、小川賢一委員が3月30日をもって、任期満了となりますので、本市公平委員会委員として引き続き、小川賢一氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第24号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号美唄市公平委員会委員選任の件は原案のとおり、同意することに決定されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第4、承認第2号総務・文教委員会所管事務調査の件ないし日程の第6、承認第4号議会運営委員会所管事務調査の件の以上3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布の承認書のとおり、各委員長より、調査を要する旨の通知がありました。各委員長の通知のとおり、閉会中も調査を認めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中も調査を認めることに決定いたしました。

●議長金子義彦君 次に日程の第7、意見書案第1号コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する意見書を議題といたします。

12番谷村知重議員。

●12番谷村知重議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第1号につきまして、

案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

コロナ禍での消費拡大対策の強化と 水田活用交付金の見直しに関する意見書

昨年10月以降、新型コロナウイルスの感染者数が減少傾向で推移していたことにより、各種イベント事業の入場者数の制限緩和や飲食業など外食産業の時短営業の解除など経済活動が活発化し、農畜産物需要の回復、消費拡大に大きな期待が寄せられていました。しかし、南アフリカでの変異株の初確認から、急速に欧州や米国などで感染が拡大し、日本も1月に入りこれまでの増加スピードを大幅に上回る感染者数が確認されています。これにより、出入国規制や移動自粛など感染対策が強化され、再びインバウンド需要の低迷や飲食店の利用者の減少などを引き起こし、先の見えないコロナ禍によって地域経済への打撃を深刻化させています。

また、農業においては、昨年の農作物の作柄が全般的に豊作基調となったものの、長引くコロナ禍の影響から大幅な在庫を抱える状況に陥っており、米をはじめ、乳製品、砂糖など在庫解消に向けた更なる需要喚起と消費拡大対策が急務となっています。なかでも、米においては、人口減での消費減少とコロナ禍による中食・外食産業の大幅な消費減少に加え、2021年産米が主産地で豊作となったことから滞留在庫が深刻化し、価格の低下から農家経済にも大きな影響を与えています。一方、昨年11月末に示された「水田活用の直接支払交付金の見直し」をめぐって、北海道は

国の減反政策のもとで主食用米からの作付転換に協力した経過にあり、既に長年水稻を作付していない農地も数多く存在するため、道内の農村地域に甚大な影響を及ぼす恐れがあることから、生産現場では大きな混乱が生じています。また、今後5年間の中で地域が将来あるべき姿を市町村内で議論していく必要がありますが、協議の上で生じた課題等について、生産現場の実態を考慮した対応を図る必要があります。

このため、農業者が本年も安心して営農を継続できるよう、長引くコロナ禍に係る農畜産物の消費拡大対策等を強化するとともに、地域の実情に応じた水田活用の直接支払交付金の見直し対応が図られますよう要望致します。

記

1. 新型コロナウイルスの変異株の急速な感染拡大により、収束の先行き不安から一層の観光事業の低迷、飲食業の利用客の落ち込みが長期化する懸念があり、今後も地域経済への影響が危惧されることから、米や乳製品、砂糖などの農畜産物の需要喚起と消費拡大対策を強化するとともに、地域経済を活性化させる対策など地方自治体への対策関連予算を十分に措置すること。

2. 水田活用の直接支払交付金については、食料自給率の向上や特色ある産地形成などに寄与していることから、今後も必要な予算を確保し、恒久的に運用すること。また、同交付金の見直しにあたっては、振興作物や農

業用水の供給量、基盤整備の進捗状況など、各地域で事情が大きく異なるため、生産現場の実態に考慮したきめ細かな対応を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年3月22日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま、提案理由の説明がありました、意見書案第1号については、別にご発言もないようでありますので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第1号コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する意見書**は、原案のとおり**可決**されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、令和4年第1回美唄市議会定例会は、閉会いたします。

午前10時59分 閉会

